

一般社団法人日本泌尿器内視鏡学会 代議員総会運営規則

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、一般社団法人日本泌尿器内視鏡学会（以下「この法人」という。）定款施行細則第20条の規定に基づき、定款第4章に定める代議員総会（以下「総会」という。）を開催する際の具体的方法について定めることを目的とする。

第2条 (遵守義務)

議決権を行使し得る代議員その他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規則を遵守しなければならない。

第2章 招集手続

第3条 (招集の手続と通知)

総会を招集する場合には、理事長は次の事項を定め、招集通知に記載しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会参考書類に記載すべき事項
- (4) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (5) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 定款の変更
 - ロ 解散及び残余財産の処分

第3章 代議員等の出席

第4条 (代議員の出席)

総会に出席しようとする代議員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

第5条 (代理人の届け出)

代議員の代理人として当該代議員の議決権を行使しようとする者は、代理権を証明する書面をあらかじめ郵送で提出しなければならない。

- 2 前項の場合、代議員選考規則第2条6項においては欠席と扱われるものとする。

第6条 (代議員以外の者の出席)

理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

- 2 この法人の事務員、及びこの法人の委嘱を受けた公認会計士等は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。

第4章 議長

第7条 (資格)

総会の議長となる者は、定款第 15 条の定めによるが、特に異議がない限り理事長とする。

第 8 条（権限）

議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。

第 9 条（議長不信任動議の審議）

議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができる。

第 5 章 議 事

第 10 条（開会の宣言）

開会の予定時刻が到来したときは、議長は、代議員の出席の状況を確認の上、議場に報告した後に、開会を宣言しなければならない。

2 議長は、代議員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。

第 11 条（議題の審議順序）

議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

第 12 条（理事等の報告・説明）

議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 43 条の規定による社員（この法人にあっては代議員）提案にかかる場合にあっては、議長は、当該代議員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

第 13 条（発言の許可と制限）

代議員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

2 代議員の発言の順序は、議長が決定する。

3 代議員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関し発言することができない。

4 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、代議員の発言を制限することができる。

第 14 条（質問に対する説明義務者）

代議員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。

2 代議員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事は、議長の許可を受けた上で補助者に説明をさせることができる。

4 理事又は監事は、正当な理由があるときは説明を拒絶することができる。

第 15 条（修正動議）

代議員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の成立について採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議することを妨げない。

3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

第16条（議事進行等に関する動議）

代議員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、速やかに採決しなければならない。

第17条（動議の却下）

議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又はその審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) その他合理的理由のないことが明らかなきとき。

第18条（質疑・討論の打切り）

議長は、議案について質疑及び討論が尽されたと認めるときは、審議を終了させ採決することができる。

第19条（採決）

採決は議案毎にこれを行わなければならない。ただし、第12条の規定に基づき、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

第20条（採決の順序）

修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。

第21条（延期又は続行）

総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 延会又は継続会の日時は、最初の総会の日より1か月以内でなければならない。

第22条（閉会）

議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

第6章 議事録と報告

第23条（議事録の保管）

議事録は、10年間この法人の事務所に備え置かなければならない。

第24条（報告）

議長は、議事録をすべての代議員に対し、適切な方法により報告しなければならない。

第25条（補則）

この規則は理事会の議決によって変更することができる。

附則

この規則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。